令和８年度上期貸切バス旅行商品造成・販売支援補助金交付要綱

（事業の目的）

第１条　この事業は、旅行会社が団体旅行を造成・販売する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への観光誘客に繋げることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の規定に基づく登録を受けている全国の旅行会社とする。

（補助対象事業、補助要件）

第３条　島根県外を発地とし、以下の（１）～（３）の何れかと、（４）～（８）の全ての要件を満たす団体型の募集型企画旅行または受注型企画旅行を補助対象とする。なお、本条に規定する県東部、県西部、隠岐とは以下のエリア区分とする。

・県東部：松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町
・県西部：大田市、江津市、浜田市、益田市、美郷町、邑南町、川本町、津和野町、吉賀町
・隠　岐：隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村

（１）貸切バスを利用し、島根県内（県西部または隠岐）を周遊する日帰り旅行の場合

対象期間	令和８年４月１日（出発日）～令和８年４月３０日（帰着日） 令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日） 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）
立寄箇所	県西部または隠岐の観光施設等（トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に２カ所以上（うち、１カ所は有料施設とし、食事や体験も有料施設と見なす）を含むこと
参加人数	乗務員及び添乗員を除き、バス１台あたりの乗車人数が９名以上
留 意 点	・島根県外に宿泊し、県西部または隠岐に立ち寄る旅行は対象外とする。 ・島根県内に本社がある観光施設は島根県外に所在していても島根県内の観光施設と見なす。

（２）貸切バスを利用し、県東部にのみ宿泊する旅行の場合

対象期間	令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日） 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）
立寄箇所	島根県内（県東部・県西部・隠岐のエリア及び有料・無料を問わない）の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に３カ所以上を含むこと
参加人数	乗務員及び添乗員を除き、バス１台あたりの乗車人数が１５名以上
留 意 点	・島根県まで鉄道や航空機等を利用し、その後、県内を貸切バスで周遊する旅行は対象とする。 ・県東部に宿泊する旅行であれば、同行程の中で島根県外に宿泊する旅行も対象となる。 ・島根県内に本社がある観光施設は島根県外に所在していても島根県内の観光施設と見なす。

（3）貸切バスを利用し、県西部または隠岐に宿泊する旅行の場合

対象期間	令和８年４月１日（出発日）～令和８年４月３０日（帰着日） 令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日） 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）
立寄箇所	島根県内（県東部・県西部・隠岐のエリア及び有料・無料を問わない）の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に３カ所以上を含むこと
参加人数	乗務員及び添乗員を除き、バス１台あたりの乗車人数が９名以上
留 意 点	・島根県まで鉄道や航空機等を利用し、その後、県内を貸切バスで周遊する旅行は対象とする。 ・県西部または隠岐に宿泊する旅行であれば、同行程の中で県東部や島根県外に宿泊する旅行も対象となる。 ・島根県内に本社がある観光施設は島根県外に所在していても島根県内の観光施設と見なす。

（4）島根県内の宿泊施設を利用したことを証明する書類（宿泊証明書等）を提出できること。
※島根県内に宿泊しない旅行の場合は不要とする。

（5）島根県内の観光施設等に立ち寄ったことを証明する書類（立寄証明書等）を提出できること。
※募集型企画旅行の場合で、募集広告の行程表に明記されている観光施設等に立ち寄る際の証明書は不要とする。

（6）利用したバスの台数及び経費を証明する書類（運行証明書等）を提出できること。

（7）島根県、２１世紀出雲空港整備利用促進協議会、萩・石見空港利用拡大促進協議会、隠岐空港利用促進協議会、木次線利活用推進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと。

（8）学校行事として実施する旅行、宗教活動や政治活動を目的とした旅行でないこと。

（補助対象経費、補助金額及び補助限度額）

第４条　補助対象経費は、前条の要件を全て満たす旅行の造成・販売にかかる消費税を除く経費とするが、補助金額は、第５条に規定する補助金交付申請書のバスの利用見込台数に対する第９条に規定する補助金実績報告書のバスの利用実績台数の割合に応じて下表で算出した額とする。ただし、公益社団法人島根県観光連盟会長（以下「会長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。

利用台数実績÷利用見込台数	バス1台あたりの単価		
	県西部･隠岐日帰り	県東部宿泊	県西部･隠岐宿泊
5割以上	15, 000円	50, 000円	65, 000円
5割未満	7, 500円	25, 000円	32, 500円

※補助金額は上記単価×バスの利用実績台数

２　一社あたりの補助限度額は１，１００千円とし、そのうち３００千円は県西部・隠岐に宿泊または日帰りする旅行専用の補助枠とする。

※県東部にのみ宿泊する旅行の場合は上限額８００千円。

※同行程の中で県東部と県西部または隠岐に宿泊する旅行の場合は、県西部・隠岐宿泊の単価を適用する。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象となる旅行の出発日の３０日前までに下記の

書類を添付の上、補助金交付申請書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。なお、予算に達した時点で申請の受付を終了する。

（１）旅行の内容がわかる一覧（出発地、コース番号、旅行実施期間、貸切バスの利用見込台数、立ち寄り先、宿泊先（島根県内に宿泊する旅行の場合）、最少催行人数または参加予定人数が確認できる様式Ａまたは様式Ａに準ずるのもの）

（２）旅行の行程がわかる行程表または募集広告の原稿等

（審査及び交付の決定）

第６条　会長は、前条による申請があったときは内容を審査し、補助金の交付を決定することとしたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請を行った者（以下、「交付決定者」という。）に通知する。なお、補助金の交付決定額は、過去の送客実績等を勘案して調整することとする。（過去の送客実績と照らし合わせ、目標を達成する見込みが低いと判断した場合は申請額より減額して交付決定する場合がある。）

（変更交付申請）

第７条　交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合または中止する場合は、補助金変更交付申請書（様式第３号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、バスの利用見込台数の安易な変更申請は認めない。なお、補助対象とする旅行を追加する場合は、旅行出発日の３０日前までに申請することとする。

２　会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、補助金の変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第２号を準用）により通知する。

（催行状況の確認）

第８条　会長は、補助対象事業の催行状況について、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業完了後３０日以内に下記の書類を添付の上、補助金実績報告書（様式第４号）を会長に提出しなければならない。

（１）実施した旅行の内容がわかる一覧（出発地、コース番号、立ち寄り先、宿泊先（島根県内に宿泊する旅行の場合）、貸切バスの利用台数、コースかつ催行日毎の構成人数が確認できる様式Ｂまたは様式Ｂに準ずるもの）

（２）実施した旅行の行程がわかる行程表または募集広告の写し等

（３）利用したバスの台数及び経費を証明できる書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Ｃによるバス運行証明書等）

（４）島根県内で宿泊したことを証明できる書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Ｄによる宿泊証明書等）

※島根県内に宿泊しない旅行の場合は不要とする。

（５）島根県内の観光施設等に立ち寄ったことを証明する書類（コースかつ催行日毎の実績がわかる様式Ｅによる立ち寄り証明書等）

※募集型企画旅行の場合で、募集広告の行程表に明記されている観光施設等に立ち寄る際の証明書は不要とする。

（補助金の確定）

第１０条　会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第１１条　補助金の支払いは、精算払いとする。

２　会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から請求書（様式第６号）を受理したときは、その日から３０日以内に支払うものとする。

（帳簿等の保存）

第１２条　助成決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しなければならない。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年２月１３日から施行する。